

ライオンズマンション元住吉第5管理組合

第26回通常総会議案書

〈日 時〉 平成28年11月23日(水)
12時00分～14時00分(予定)

〈場 所〉 ANAインターコンチネンタルホテル東京3階「ザ・ステーキハウス(個室:ビオラ)」
(所在地:東京都港区赤坂1-12-33)

〈次 第〉 1. 開 会

2. 総会成立の確認

3. 議事録署名人の指名等

4. 議 題

第1号議案 第26期事業報告及び収支決算報告に関する件

第2号議案 共用部分の火災保険契約に関する件

第3号議案 AED導入に関する件

第4号議案 第27期事業計画及び収支予算並びに

第28期収支予算成立までの経過措置に関する件

第5号議案 管理組合役員改選に関する件

5. 閉 会

〈当日にお持ちいただくもの〉

1. 本総会議案書



第1号議案 第26期事業報告及び収支決算報告に関する件

事業活動及び収支決算につき、次のとおり報告いたします。

I. 事業活動報告（事業期間：平成27年9月1日～平成28年8月31日）

1. 理事会活動

今期の主な活動実績は以下のとおりです。

(1) 理事会

①役員（敬称略）

任期：平成27年11月15日～平成28年11月23日

役 職	氏 名
理事長	竹内 郁介
副理事長	中込小枝子
理事	表 匡聡
理事	平川 洋
監事	石母田 豊

2. 組合事業

保守、清掃、工事等の組合事業については、以下のとおりです。

(1) 保守・清掃等実施状況（※下表の数字は、該当月の実施日を、また○印は未実施を表します。）

項 目		頻度	第26期											
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 決算
消防用設備(☆)	機器点検	1回/年	9											
	機器点検(再)			10										
	機器・総合点検	1回/年							23					
	機器・総合点検(再)								30					
エレベーター設備	保守点検	1回/月	3		5	3	7	4	3	7	12	9		4
	法定検査	1回/年									12			
定期清掃(☆)	床面清掃	2回/年				12						6		
日常清掃(☆)	日常清掃	4回/週	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

＜特記事項＞ ※日次、週次で実施しているものについては、●印で表します。

※☆印がついている項目は東急コミュニティーに委託している業務となります。

(2) 工事等実施状況

①一般会計

実施時期	工事内容	金額	備考
平成 28 年 10 月	1) 電子錠制御盤交換調整作業	141,642 円	小修繕費

②修繕積立金会計

実施時期	工事内容	金額	備考
平成 27 年 9 月	1) 大規模修繕工事	25,596,000 円	

(3) 保険契約状況

①契約内容

a) マンション総合保険

【主契約】

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険期間	平成 24 年 1 月 1 日～平成 29 年 1 月 1 日
保険金額	116,400 千円
保険料	266,510 円／5 年（53,302 円/年）

【施設賠償責任総合補償特約】

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険期間	平成 24 年 1 月 1 日～平成 29 年 1 月 1 日
保険金額	100,000 千円
保険料	47,350 円／5 年（9,470 円/年）

【マンション居住者包括賠償特約】

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険期間	平成 24 年 1 月 1 日～平成 29 年 1 月 1 日
保険金額	20,000 千円
保険料	309,600 円／5 年（61,920 円/年）

＜ 特記事項 ＞ 保険料は、5 年分の保険料を一括で支払っております（5 年計 623,460 円）。

Ⅱ. 第26期収支決算報告（会計期間：平成 27 年 9 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日）

会計報告書類（添付書類 3～9 頁）をご参照ください。

【主な収支の差異について】

①一般会計

- (i) 駐車場使用料 → 稼働が増加したため。
- (ii) ネット設備電気料 → 予算計上金額の相違によるもの。
- (iii) 管理委託費→大規模修繕工事に伴い、実施できなかった業務分を減額したため。
- (iv) 雑排水管洗浄 → 大規模修繕工事のため、見送ったため。
- (vi) 修繕費 → 突発的な工事が発生しなかったため。

以 上

第26期 貸借対照表

【一般会計】

ライオンズマンション元住吉第5

2016年8月31日現在



(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
普通預金	11,381,895	未払金	51,135
三菱東京UFJ 東京営業部 0817446	11,381,895	昇降機設備保守費	36,000
預け金(金融機関)	471,940	ホームページ利用料	8,640
収納(三菱東京UFJ銀行)	142,120	口座振替手数料	6,495
収納(三菱UFJニコス)	329,820	前受金	528,174
未収入金	61,700	管理費	431,000
管理費	59,200	駐車場使用料	20,000
雑収入	2,500	専用庭使用料	2,910
電話加入権	92,854	ルーフバルコニー使用料	630
		アンテナ基地局収入	43,200
		アンテナ基地局電気料	30,434
		敷金	60,000
		駐車場敷金	60,000
		【剰余金の部】	
		剰余金	11,369,080
		当期剰余金	1,978,725
		前期繰越金	9,390,355
資 産 の 部 合 計	12,008,389	負 債 ・ 剰 余 金 の 部 合 計	12,008,389

第26期 収支報告書

【一般会計】

ライオンズマンション元住吉第5

会計期間：2015年9月1日 ～ 2016年8月31日



(単位：円)

科 目	決 算	予 算	決算-予算	執行率	主な増減理由
収入の部計	6,728,428	6,556,907	171,521	102%	
管理費	5,260,800	5,260,800	0	100%	
駐車場使用料	310,000	240,000	70,000	129%	
専用庭使用料	34,920	34,920	0	100%	
ルーフバルコニー使用料	7,560	7,560	0	100%	
ネット設備電気料	97,157	10,019	87,138	969%	
自動販売機収入	120,000	120,000	0	100%	
アンテナ基地局収入	518,400	518,400	0	100%	
アンテナ基地局電気料	365,208	365,208	0	100%	
雑収入	13,490	0	13,490	****	
受取利息	893	0	893	****	
支出の部計	4,749,703	5,974,698	-1,224,995	79%	
管理委託費	2,783,160	2,734,560	48,600	101%	
電気料	1,037,180	981,600	55,580	105%	
水道料	19,735	14,766	4,969	133%	
損害保険料	124,692	124,692	0	100%	
雑排水管洗浄費	0	336,960	-336,960	0%	
昇降機設備保守費	432,000	432,000	0	100%	
修繕費	141,642	1,000,000	-858,358	14%	
組合運営費	51,348	100,000	-48,652	51%	
ホームページ利用料	106,920	106,920	0	100%	
雑費	14,400	100,000	-85,600	14%	
口座振替手数料	38,626	43,200	-4,574	89%	
当期剰余金	1,978,725	582,209	1,396,516	-	
前期繰越金	9,390,355	9,390,355	0	-	
剰余金計	11,369,080	9,972,564	1,396,516	-	

■執行率は、決算÷予算×100で算出し、小数点以下切捨てで表示しております。
 予算ゼロで決算がある場合及び999%を超える場合には「****」で表示しております。

3258-F040 01-1

第26期 月別収支報告書 [2016年8月31日現在]

ライオンズマンション元住吉第5

一般会計（会計期間：2015年9月1日～2016年8月31日）

（単位：円）

科 目	8月末決算	当期予算	決算-予算	執行率	2015/09	2015/10	2015/11	2015/12	2016/01	2016/02	2016/03	2016/04	2016/05	2016/06	2016/07	2016/08
収入の部計	6,728,428	6,556,907	171,521	102%	545,574	549,363	555,574	555,574	556,074	556,223	558,974	555,574	545,574	559,612	644,193	546,119
管理費	5,260,800	5,260,800	0	100%	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400
駐車場使用料	310,000	240,000	70,000	129%	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	30,000	20,000
専用庭使用料	34,920	34,920	0	100%	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910
ルーフバルコニー使用料	7,560	7,560	0	100%	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630
ネット設備電気料	97,157	10,019	87,138	969%										10,038	87,119	
自動販売機収入	120,000	120,000	0	100%	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
アンテナ基地局収入	518,400	518,400	0	100%	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200
アンテナ基地局電気料	365,208	365,208	0	100%	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434
雑収入	13,490	0	13,490	****		3,590			500		3,400			4,000	1,500	500
受取利息	893	0	893	****		199				649						45
支出の部計	4,749,703	5,974,698	-1,224,995	79%	500,930	521,190	401,325	374,982	379,159	382,484	381,545	377,356	406,608	379,721	307,068	337,335
管理委託費	2,783,160	2,734,560	48,600	101%	227,880	227,880	227,880	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280
電気料	1,037,180	981,600	55,580	105%	100,311	92,252	96,842	91,386	98,088	98,845	100,431	93,717	89,723	96,086	25,826	53,673
水道料	19,735	14,766	4,969	133%		7,241		2,461		2,461		2,461		2,542		2,569
損害保険料	124,692	124,692	0	100%	124,692											
雑排水管洗浄費	0	336,960	-336,960	0%												
昇降機設備保守費	432,000	432,000	0	100%	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
修繕費	141,642	1,000,000	-858,358	14%		141,642										
組合運営費	51,348	100,000	-48,652	51%			28,812						22,536			
ホームレジ利用料	106,920	106,920	0	100%	8,640	11,880	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640
雑費	14,400	100,000	-85,600	14%		1,080							13,320			
口座振替手数料	38,626	43,200	-4,574	89%	3,407	3,215	3,151	3,215	3,151	3,258	3,194	3,258	3,109	3,173	3,322	3,173
当期剰余金	1,978,725	582,209	1,396,516	—												
前期繰越金	9,390,355	9,390,355	0	—												
剰余金計	11,369,080	9,972,564	1,396,516	—												

【註 釈】

《収 入 の 部》

雑収入	2015年10月	資源回収奨励金	3,090 円
		駐輪ステッカー代	500 円
	2016年01月	駐輪ステッカー代	500 円
	03月	資源回収奨励金	2,400 円
		駐輪ステッカー代	1,000 円
	06月	玄関扉シリンダー代	4,000 円
	07月	駐輪ステッカー代	1,500 円
	08月	駐輪ステッカー代	500 円
			13,490 円

《支 出 の 部》

損害保険料	2015年09月	新マンション保険	124,692 円
			124,692 円
修繕費	2015年10月	電気錠制御盤交換調整作業費	141,642 円
			141,642 円
組合運営費	2015年11月	定期総会会場代	28,812 円
	2016年05月	理事会会場代	22,536 円
			51,348 円
雑費	2015年10月	振込手数料	1,080 円
	2016年05月	理事会交通費	2,480 円
		理事会交通費	1,560 円
		理事会交通費	9,280 円
			14,400 円

【修繕積立金会計】

2016年8月31日現在



(單位：円)

[illegible]

【修繕積立金会計】



会計期間：2015年9月1日 ～ 2016年8月31日

■執行率は、決算÷予算×100で算出し、小数点以下切捨てで表示しております。
予算ゼロで決算がある場合及び999%を超える場合には「****」で表示しております。

第 2 6 期 月別収支報告書 [2016年8月31日現在]

ライオンズマンション元住吉第5

修繕積立金会計 (会計期間: 2015年9月1日～2016年8月31日)

(単位: 円)

科 目	8月末決算	当期予算	決算-予算	執行率	2015/09	2015/10	2015/11	2015/12	2016/01	2016/02	2016/03	2016/04	2016/05	2016/06	2016/07	2016/08
収入の部計	2,223,129	2,219,280	3,849	100%	184,948	185,783	184,940	184,940	187,331	185,521	184,947	184,940	184,940	184,940	184,940	184,959
修繕積立金	2,219,280	2,219,280	0	100%	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940
受取利息	3,849	0	3,849	****	8	843			2,391	581	7					19
支出の部計	25,596,000	25,596,000	0	100%	25,596,000											
大規模修繕工事費	25,596,000	25,596,000	0	100%	25,596,000											
当期剰余金	-23,372,871	-23,376,720	3,849	—												
前期繰越金	38,548,096	38,548,096	0	—												
剰余金計	15,175,225	15,171,376	3,849	—												

発行No. 35547

2016年9月9日

ライオンズマンション元住吉第5管理組合 御中

株式会社 東急コミュニティー
神奈川支店

預貯金通帳等の保管状況について

2016年8月31日現在、貴管理組合よりお預かりしている通帳及び証書等は、下記のとおりです。

記

No.	会計区分	金融機関	支店	口座種別	形態	口座番号等	満期日
1	積立金会計	城南信金	元住吉	普通預金	通帳	521929	
2	積立金会計	城南信金	元住吉	定期預金	証書	6-566950-1	2018年1月22日

以 上

発行No. 29624

2016年9月16日

ライオンズマンション元住吉第5管理組合 御中

株式会社 東急コミュニティー
神奈川支店

保険証券等の保管状況について

2016年8月31日現在、貴管理組合よりお預かりしている保険証券等は、下記のとおりです。

記

No.	保険名称	証券番号等	保険会社	代理店	契約満了日
1	新マンション総合	4753680343	東京海上日動火災保険㈱	東急保険コンサルティング㈱	2017年1月1日

以 上

第2号議案 共用部分の火災保険契約に関する件

当管理組合では、共用部分の火災保険に特約として、「施設賠償責任保険」と「個人賠償責任保険」を付保しております。

昨今、各保険会社にて保険料収入に対して支払い保険料の割合が増加傾向にあることを踏まえ、保険料率の改定が行われております。特に個人賠償保険につきましては、築年数を経過したマンションにおいて給排水管の老朽化に伴う漏水事故の増加により、多額の保険金が支払われていることから、改定率が非常に大きくなっております。

本料率改定により、当管理組合の一般会計の収支状況が悪化してしまうことから、複数の保険会社より見積りを取得したうえ、保険料および補償内容の比較を行い、切り替えを視野に入れ検討を重ねて参りました。

また、当マンションの特徴として、賃貸借契約を締結している住戸も多く、そのため、賃借人の方が入居する際に不動産仲介業者から専有部分に掛かる火災保険を付保することを条件とされていることが大半であると想定されております。専有部分の火災保険においては、こぼし水（例：洗濯機の排水管が外れ、下階へ漏水した。トイレを詰まらせてしまい、下階へ漏水した。など）などによる損害を填補するため、個人賠償責任保険を特約として付帯していることが多くあると思われることから、共用部分の火災保険の特約から「個人賠償責任保険」を削除することも検討いたしました。

しかしながら、万が一、専有部分の火災保険の特約として「個人賠償責任保険」を付保していない住戸にて漏水が発生し、加害者が被害住戸の損害金（内装復旧、家財損害等）を支払うことができなかった場合、被害を受けた住戸の居住者が長期間に亘り生活を営むことができなくなる可能性が懸念されることから、「個人賠償責任保険」を共用部分の火災保険の特約から削除することは見送ることいたしました。

現在、当管理組合の火災保険は東京海上日動火災保険と契約を締結しておりますが、前述のとおり、大幅に保険料が増加することから、東京海上ホールディングスの傘下である日新火災海上保険会社が展開する「マンションドクター火災保険」による診断を行った結果、現行の保険料と同等程度の保険料負担で契約を締結することができることから、日新火災海上保険株式会社に契約先を変更する運びとなりました。

つきましては、以下の内容をご確認のうえ、ご承認下さいますようお願いいたします。

1. 契約先

日新火災海上保険株式会社

2. 保険契約期間

平成29年1月1日から平成34年1月1日まで

3. 保険料

金587,580円（5年間）

※1年あたりの保険料：117,516円

4. 特記事項

①管理組合が特約として付保している「個人賠償責任保険」は、加害者（入居者）または組合員（オーナー）が「個人賠償責任保険」またはそれらに類する保険に加入していなかった場合、被害を受けた居住者のリスクを保全するために付保しております。組合員の皆様におかれましては、賃借人の方へ個人賠償責任保険の付保をご提案すると共に、ご自身におかれましても階下への漏水等が発生した場合の損害を填補する保険にご加入くださいますようお願いいたします。

②管理組合が特約として付保している「個人賠償責任保険」にて保険金が認定されなかった場合。または、損害額と支払い保険料に差が生じた場合は、賃借人または組合員の皆様のご負担にて損害賠償金を負担していただきます。

③故意・過失によって発生した賠償については、「個人賠償責任保険」が使用できない場合がございます。

5. 添付資料

① 見積書

② 「マンションドクター火災保険」パンフレット

以上

平成28年9月15日

ライオンズマンション元住吉第5管理組合御中

(取扱代理店)
 ジェイアント・エス保険サービス株式会社
 横浜支店 (担当 多加谷)
 TEL 045-661-1351
 (引受保険会社)
 日新火災海上保険株式会社

マンションドクター火災保険のご案内 (日新火災)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、先般メンテナンス状況の診断をさせていただきました下記の物件につきまして、ご案内を作成いたしました。
 つきましては、内容をご高覧の上、何卒ご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【基本情報】

保険始期	平成29年1月1日
物件名	ライオンズマンション元住吉第5
所在地	神奈川県
構造級別	M構造
面積	1,514.80 m ²
用法	共同住宅
総戸室数	60 戸室
店舗戸室数	0 戸室
建築年月	平成2年8月
保険の目的	建物(共用部分)
診断点数	53点

【ご注意いただきたい点】

風災・雹災・雪災	(実損払)
水災(定率払)	損害額が30%未満の場合段階的なお支払いとなります。
破損・汚損等	自己負担額は3万円となります。
事故時諸費用	損害保険金の10%(100万円)限度。
水濡れ原因調査費用補償特約	支払限度額は1年間に100万円が限度となります。

【御見積】

	プラン
保険期間	5年間
お支払方法	長期一括払
建物評価額	116,400 千円
付保割合	100.00%
保険金額 (火災保険)	116,400 千円
保険金額 (地震保険)	なし
基本補償内容	火災・落雷・破裂・爆発 ○
	風災・雹災・雪災 ○
	水災(定率払) ×
	盗難・水ぬれ ○
	破損・汚損等 ○
	事故時諸費用 ○
主な特約	個人賠償総合 (3,000万円)
	建物管理賠償責任補償特約 (1億円)
	水濡れ原因調査費用補償特約 (100万円)
	保管物賠償責任補償対象外
	残存物取片付け費用補償特約
	修理付帯費用補償特約
基本保険料	280,520 円
地震保険料	
特約保険料	307,060 円
(特約内訳)個人賠償総合	(182,560 円)
(特約内訳)建物管理賠償	(124,500 円)
合計保険料	587,580 円

以上

マンション共用部分用火災保険



マンションドクター
火災保険



日新火災

'15年10月新設

管理組合の皆さまへ



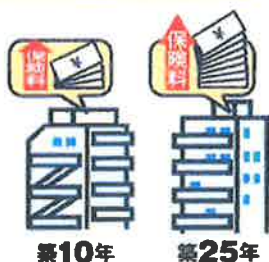
良質な「管理」に対して、割安[※]な「保険料」を



※一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施する「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づき、割引が適用された場合
「マンションドクター火災保険」は、マンション管理組合特約付する日新火災のベストネームです。

建築年だけで保険料が決まる火災保険にご加入の場合…

建築年が違っただけで
火災保険の保険料は
こんなに違うのか…



うちのマンションは、
きちんとメンテナンスをしてきたのに
建築年だけで保険料が決まって、
毎年保険料が上がるのは
納得できない!



マンションドクター

火災保険 なら

メンテナンス状況の診断結果に応じて 火災保険料を決定します!

だから **割安***の保険料 を実現!



*「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づき、割引が適用された場合

「マンション管理適正化診断サービス」とは?

一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施するメンテナンス状況の診断サービスです。

Point

無料!
メンテナンス
状況を診断



診断マンション管理士が無料でメンテナ
ンス状況を診断します。

Point

無料!
診断レポート



診断結果は「診断レポート」として無料で
ご提供します。

マンション管理士とは

マンションの住環境の維持・向上を目的として、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づいて創設された国家資格です。全国に資格者があり、専門知識をもってマンション管理組合の運営、大規模修繕等の建物構造上の技術的問題などについて、主に管理組合の立場でマンション管理に関する様々な問題の解決をサポートしています。

日本マンション管理士会連合会とは

国や関係団体との連携、協力を進めながら、マンション管理士制度の普及、周知に努力し、マンション管理の適正化を目指すことを最大の目的として、平成19年12月10日に設立された全国のマンション管理士会の統一組織です。

「マンション管理適正化診断サービス」お申込み手順

専用の診断依頼書をFAXで送信(パンフレットP.10参照)

日本マンション管理士会連合会ホームページ
(<http://www.nikkanren.org/>) から
直接お申込みが可能です。



診断時に必要な資料

※診断には以下の資料が必要となりますので
予めご用意ください。

- ☒ ①管理規約、使用細則等の細則集
- ☒ ②長期修繕計画
- ☒ ③総会議事録
- ☒ ④管理委託契約書
- ☒ ⑤工事報告書
(大規模修繕工事報告書、給排水管工事報告書、保証書)
- ☒ ⑥特殊建築物等定期調査報告書
- ☒ ⑦竣工図書一式
(設計図書一式)
- ☒ ⑧消防用設備等点検結果報告書、
結果総括表
- ☒ ⑨保険金請求書類一式
- ☒ ⑩診断内容確認書
(診断マンション管理士よりお渡しします。)

日本マンション管理士会連合会の診断マンション管理士
から連絡がありますので、診断実施日をお打合せください。

診断実施

無 料

共用部分の確認なので、各区分
所有者の専有部分に立ち入
ることはありません。



※診断有効期限は、築20年未満のマン
ションについては5年、築20年以上のマン
ションについては3年となります。診断
有効期限内は、再度診断を受けることは
できません。

レポート のご提供

無 料

マンションドクター火災保険をご契約いた
だくかどうかにかかわらず、今後のマンシ
ョン管理に向けた改善点等のアドバイスを記
載した「診断レポート」をご提供いたします。



※「マンション管理適正化診断サービス」は予告なく内容を変更・終了することがありますので、あらかじめご了承ください。



マンションドクター
火災保険

お申込み手順

「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づいて、
弊社代理店より保険料のお見積りを提示します。

※診断結果によっては割引が適用されない場合があります。

マンションドクター火災保険をご契約いただくかどうか決定
していただきます。

※診断を行った結果、お引受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。



※「マンション管理適正化診断サービス」による診断を受けない場合、マンションドクター火災保険にご加入いただくことはできま
せん。必ず事前に診断を受けてください。

補償について



「マンションドクター火災保険」はマンション生活を取り巻く様々なリスクを補償します。

補償内容

基本補償

マンションドクター火災保険では以下の補償があらかじめセットになっています。

※地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする事故は補償の対象となりません。

詳細は P.7

財産に関する補償



火災



落雷



破裂・爆発



風災・雹(ひょう)災・雪災
による損害

損害額が20万円以上の場合に補償します。



建物外部からの
物体の衝突等



給排水設備の
事故による水ぬれ

給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。



騒擾(じょう)・集団行動・
労働争議に伴う
暴力行為・破壊行為



盗難



事故時諸費用

基本補償および破損・汚損等の損害保険金をお支払いする場合、事故時に生ずる費用を補償します。損害保険金の10%をお支払いします(100万円が限度となります。)

*マンションドクター火災保険では、「風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約」、「盗難・水濡れ等危険補償特約」および「事故時諸費用補償特約(10%払)」が自動セットされます。

賠償責任に関する補償

建物管理賠償責任補償特約

次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

- マンション共用部分の欠陥等起因する偶然な事故
- マンション共用部分の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故



*マンションドクター火災保険では、建物管理賠償責任補償特約が自動セットされます。

おすすめ
ポイント

●火災だけでなく、自然災害やその他の様々な事故を幅広く補償します！▶P.7

●建物本体の共用部分に限らず、建物以外の構築物(掲示板・自転車置場等)も補償します！▶P.6

●管理組合および各区分所有者個人の賠償責任も補償します。▶P.8

プラス

オプション

以下のオプションを選択いただくことにより補償を追加できます。

財産に関する補償



水災

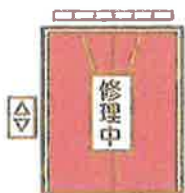
⚠ 下表の損害割合に応じて保険金をお支払いします。

損害割合		お支払いする保険金の額
①損害額が新価額の30%以上のとき		損害額(保険金額が限度)
①に該当しない場合で、 保険の対象である建物が 床上浸水または地盤面より 45cmを超える浸水となった場合	②損害額が新価額の15%以上30%未満のとき	保険金額×10%
	③損害額が新価額の15%未満のとき	保険金額×5%



破損・汚損等

●自己負担額は3万円となります。



電氣的・機械的
事故補償特約

マンションの共用部分に付属する機械設備・装置に生じた電氣的・機械的の事故によって損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。

●自己負担額は3万円となります。

保険の対象となる機械設備・装置の例

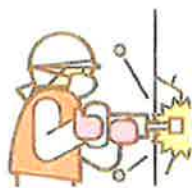
設備名称	機械設備・装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機 等
電気設備	照明器具、アンテナ設備、火災報知設備 等
給排水・衛生・消防設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、各種消防設備 等
昇降設備	エレベータ 等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備 等
駐車機械設備	駐車機械本体、ターンテーブル 等

※この特約の保険の対象は、機械設備・装置のうち、この特約に定めるマンションの共用部分に付属する機械設備・装置となります。詳細は、弊社代理店または弊社にてご確認ください。

費用に関する補償

水濡れ原因調査 費用補償特約

マンションにおいて水濡れ事故が発生した場合に、その原因を調査するために必要な費用を補償します。



▶支払限度額(保険年度ごと)…100万円

賠償責任に関する補償

個人賠償責任 総合補償特約(包括契約用)



日常生活において発生した偶然な事故または居住用戸室の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物(他人からの借用物を除きます。)を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

*マンションドクター火災保険では、個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をご選択いただいた場合、保管物賠償責任補償対象外特約も自動セットされます。

地震による
火災や
倒壊は地震
保険で!



地震保険

地震による火災、損壊、流失などの損害は「マンションドクター火災保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。



地震が原因の火災



地震が原因の
損壊・埋没など



地震が原因の
津波・洪水などの水害

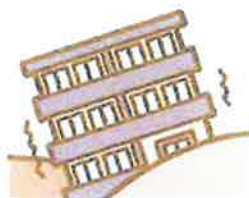
地震保険の
詳細▶P.5

地震保険について

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は、「マンションドクター火災保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。



地震が原因の火災



地震が原因の損壊・埋没など



地震が原因の津波・洪水などの水害

地震保険のお申込み

地震保険だけではご契約いただけません。「マンションドクター火災保険」などの火災保険にセットして地震保険をお申込みください。火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただけますので、希望される場合には取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、地震保険はご希望されない場合を除き、ご契約いただくこととなっております。ご契約されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご捺印ください。マンション共用部分への地震保険のご契約につきましては、各区分所有者への地震保険ご契約意思確認が必要となります。

地震保険のお支払保険金

①お支払いする保険金の額

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	建物の地震保険金額の全額〔時価額が限度〕
半損のとき	建物の地震保険金額の50%〔時価額の50%限度〕
一部損のとき	建物の地震保険金額の5%〔時価額の5%限度〕

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されることがあります(2015年4月現在)。

【注意】 損害の程度である「全損」、「半損」、「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物につきましては地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

②保険金をお支払いできない主な損害

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 など

地震保険のご契約にあたって

地震保険の対象となるもの

建物 地震保険では、居住用の建物が保険の対象となり、店舗や事務所等のみに使用されている建物は対象となりません。

地震保険の保険金額

1世帯(地震保険の補償の対象となる方)ごとの地震保険の保険金額は、建物の専有部分と共用部分とあわせて5,000万円を限度に、次の算式によって設定いただけます。また、マンション共用部分の地震保険の保険金額は、1世帯(地震保険の補償の対象となる方)ごとの地震保険の保険金額を合計した額となります。

$$1\text{世帯(地震保険の補償の対象となる方)} = \frac{\text{「マンションドクター火災保険」の保険金額}}{\text{共有持分割合}} \times 30 \sim 50\%$$

地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度がございます。割引適用の際は、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※代表的な確認資料となりますので、詳細につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

割引名(割引率)	割引適用条件	必要な確認資料※
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等)
耐震等級割引 (等級に応じて10%・30%・50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「設計住宅性能評価書」 ②「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合に限ります。) ③登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」 ④以下の2つの書類(aのみの場合は耐震等級割引(30%)が適用されます。) a 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「認定通知書」・認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等) b 「耐震等級」または「免震建築物」であることの確認できる「設計内容説明書」等
免震建築物割引 (50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。	
耐震診断割引 (10%)	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等)

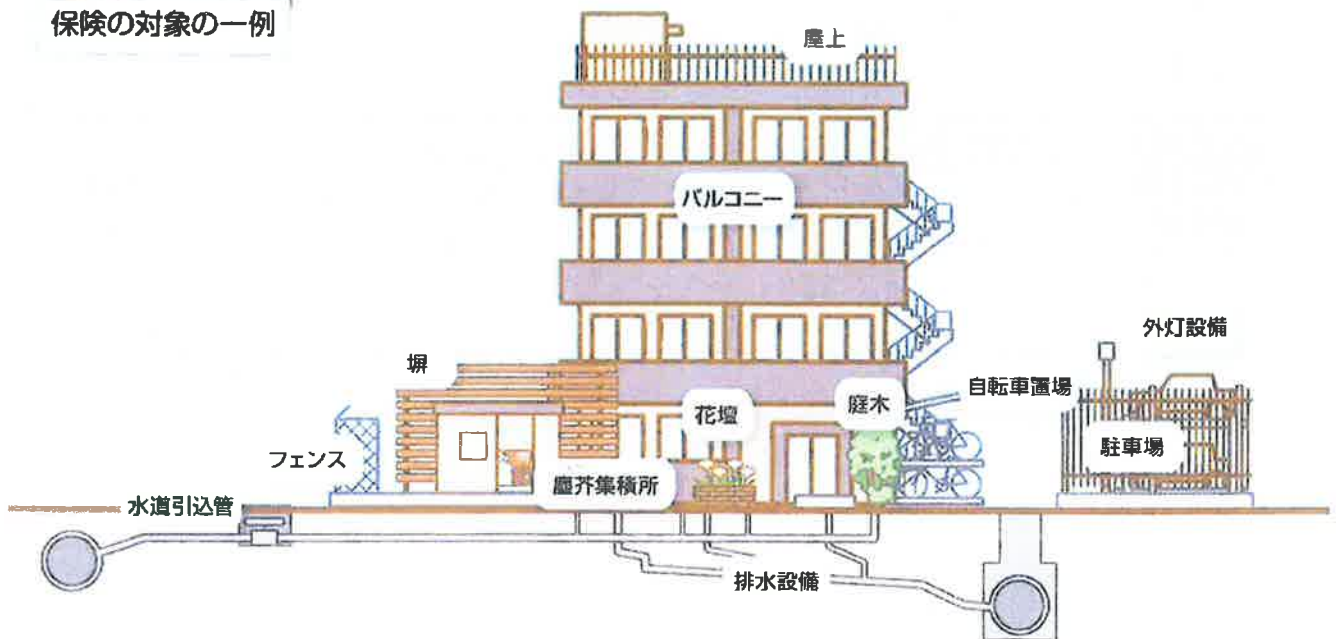
保険の対象の範囲など

保険の対象の範囲

マンション建物の本体の共用部分(玄関ホール、屋外階段等)に限らず、建物に直接付随しない付属建物や設備、構築物などの共用部分も保険の対象として補償されます。

付属施設も補償の対象に含まれます。

保険の対象の一例



評価の方法

- 建物の評価は新価基準によって行います。
- マンション共用部分の評価額は、一般的に壁真基準の場合は全体の評価額の40%程度、上塗基準の場合は60%程度となります。共用部分と専有部分の区別については、管理規約等でご確認ください。

保険金額の決定方法

評価額が2億円の場合 ⇒ 保険金額は2億円で設定します。

※万が一の事故によって修理をしなければならない場合に備えて保険金額は評価額いっぱいまで設定することをおすすめしますが、ご希望により、評価額の範囲内(評価額の20%~90%)で設定いただくことができます。この場合、修理等を行うにあたって自己負担が生じることがありますのでご注意ください。

保険期間と診断有効期限について

マンションドクター火災保険においては、築年数ごとの5つの区分に応じて、診断結果*の有効期限、基本保険料、保険期間が異なります。



*『マンション管理適正化診断サービス』における診断結果をいいます。

主な補償内容

「マンションドクター火災保険」の主な補償内容

- はオプションです。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。
- はご契約内容により自動的にセットされます。
- はマンションドクター火災保険に自動的にセットされます。

保険金をお支払いする場合と保険金の額(限度額)

保険金をお支払いできない主な場合・損害など

財産の補償

■基本補償(普通保険約款)

火災、落雷、爆発または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う爆発またはその現象をいいます。)

保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。

■風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約

風災(台風、竜巻、暴風等)・雹(ひょう)災・雪災(豪雪、雪崩(なだれ)等)により、損害の額が20万円以上となった場合

保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。

■水災危険補償特約(定率払)

台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害の状況が、次の①～③に該当する場合に、下表の損害割合に応じて保険金をお支払いします。

損害割合		お支払いする保険金の額	
①損害額が新価額の30%以上のとき		損害額(保険金額が限度)	
①に該当しない場合で、保険の対象である建物が床上浸水 ^(注1) または地盤面 ^(注2) より45cmを超える浸水となった場合	②損害額が新価額の15%以上30%未満のとき	保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)	保険金は②と③を合わせ、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度
	③損害額が新価額の15%未満のとき	保険金額×5%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)	

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

■盗難・水濡れ等危険補償特約

建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等

給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水ぬれ(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)

襲撃(じょう)、労働争議などに伴う暴力行為・破壊行為

盗難によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損

保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。

■破損・汚損等危険補償特約

■基本補償(普通保険約款)、■風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約、■盗難・水濡れ等危険補償特約および⑩以外の何れかつ突発的な事故

1回の事故につき、保険の対象である建物の損害の額からそれぞれ自己負担額(3万円)を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。

■事故時諸費用補償特約(10%払)

■基本補償(普通保険約款)、■風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約、■盗難・水濡れ等危険補償特約および⑩の事故により損害保険会社が支払われる場合

③損害保険金の10%に相当する額を、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度としてお支払いします。

⑥損害の額が新価額の70%以上になった場合は、上記③の上乗せして損害保険金の10%に相当する額を、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度としてお支払いします。

■損害防止費用

■基本補償(普通保険約款)の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合(消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等)

実際に支出した費用をお支払いします。

■水濡れ原因調査費用補償特約

マンションにおいて水濡れ事故が発生した場合に、その原因調査に要する必要かつ有益な費用を補償します。

保険期間[※]を通じて100万円を限度として水濡れ原因調査費用をお支払いします。

(注) 保険期間が1年を超える契約については契約年度ごと

すべての保険金に共通の事項

①ご契約者や被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

②戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害

③地震、噴火またはこれらによる津波による損害

④核燃料物質等に起因する事故による損害

⑤虫、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物等への吹込み、浸込みまたは滲入によって生じた損害

⑥次のいずれかに該当する損害

a 保険の対象の欠陥
b 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、脱落、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
c ねずみ食、虫食い等

⑦保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

⑧保険料の徴収前に生じた事故による損害(保険料の徴収について特段の定めのある場合を除きます。)

■盗難・水濡れ等危険補償特約

⑨ご契約者または被保険者が所有または運転する車両・貨載物の衝突または接触による損害

■破損・汚損等危険補償特約

⑩差押え、収用、没収等、または公共団体の公権力の行使によって生じた損害

⑪土地の沈下、移動または隆起による損害 など

※①～⑧は、下記費用保険金、その他の特約についても同様にお支払いできません。

費用保険金等

費用に関する補償

保険金をお支払いする場合と保険金の額(限度額)

■建物管理賠償責任補償特約

次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合

マンション共用部分の欠陥等により起因する偶然な事故

マンション共用部分の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故

a. 損害賠償金の額

(1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度)

b. 損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用 (a. の額とは別にお支払いします。)

■個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)

日常生活における偶然な事故または居住戸室の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金、訴訟費用などを補償します。

※個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)の場合、次の被保険者の方を包括してお引受けします。

居住戸室に居住している方

居住戸室に居住している方の配偶者

居住戸室に居住している方またはその配偶者と生活を共にする別居の未婚の方

居住戸室の所有者で、居住戸室に居住していない方。ただし、この方の日常生活に起因する賠償事故に関しては、補償の対象となりません。

a. 損害賠償金の額: 1回の事故につき保険証券記載の支払限度額が限度。支払限度額はご契約時に3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかを設定いただけます。

b. 損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用 (a. の額とは別にお支払いします。)

■賠償事故の解決に関する特約(概要)

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をお申込みいただく場合、賠償事故の解決に関する特約が自動的に付与されます。この補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行われる訴訟または和解もしくは裁判、訴訟上の和解等の手続きにおいて、弊社が賠償金または訴訟費用を支払うかどうかを決定いたします。賠償金または訴訟費用を支払うかどうかは被保険者の同意を得てお引受けします。賠償金または訴訟費用を支払わないこともあります。

■電気的・機械的事故補償特約

①以外の電気的・機械的事故によって、保険の対象であるマンションの電気設備等に損害が生じた場合

1回の事故につき、保険の対象である建物の損害の額からそれぞれ自己負担額(3万円)を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。

この特約の保険の対象は、機械設備・装置のうち、この特約に定めるマンションの共用部分に付随する機械設備・装置となります。詳細は弊社代理店または弊社にご確認ください。

■先物契約特約

保険期間が始まる前にご契約された場合、保険期間開始の時に使用されている火災保険料率を適用します(地震保険も同様です。)

■代位求償権不行使特約

保険金の支払によって被保険者が借家人(賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する方をいい、転貸人・転借人を含みます。)に対して有する権利を弊社が取得した場合でも、弊社はその権利を行使しません。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

■動物特約

この保険によって補償される事故であっても、保険の対象である動物が、収容される建物または建物内で損害を受け、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。

■植物特約

この保険によって補償される事故であっても、保険の対象である鑑賞用植物が、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。

■保険料の返還または請求に関する特約(地震保険用)

地震保険普通保険約款で定められた保険料の返還または請求に関する規定を、すまいの保険普通保険約款と整合をはかるために読み替える特約です。地震保険をセットされた場合に自動的に適用されます。

保険金をお支払いできない主な場合・損害など

ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意

地震、噴火またはこれらによる津波による損害

被保険者と第三者との間で特別な約款により加重された損害賠償責任

施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任

洪水または排気により起因する損害賠償責任

屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任

施設の修理、改修、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任

航空機、自動車または施設外の船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任など

ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意

地震、噴火またはこれらによる津波による損害

被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

被保険者が使用または管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をお申込みいただくと、自動的に保管物賠償責任補償対象外特約もセットされます。

など

※前ページの「保険金をお支払いできない主な場合・損害など」と同様です。

【その他電気的・機械的事故補償特約の対象とならないもの】
ペイント、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープを除きます。)、工具類、刃、潤滑油、冷媒、触媒など

告知義務・通知義務等について

告知義務について

ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、次の①～③までの事項(告知事項)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

①保険の対象の所在地 ②保険の対象である建物の構造・用法 ③保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無

通知義務等について

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①の事項(通知事項)に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知しただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、②または③の事項に変更がある場合に、通知しただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

①保険の対象である建物の構造・用途の変更 ②転居等によるご連絡先・ご住所等の変更 ③保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし 等

補償の重複について

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

事故が発生した場合について

事故のご通知について

事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 等

賠償責任に関するオプション(特約)について【先取特権】

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)または建物管理賠償責任補償特約の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、保険金を優先的に支払われる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

※個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)または建物管理賠償責任補償特約に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

保険金の請求および保険金のお支払時期について

保険金の請求に必要な書類について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

①保険金請求書 ②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類 ③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 ④被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類 ⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 等

保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

保険金をお支払いした後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額(保険金額が新価額を超える場合は、新価額とします。)の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。

地震保険において、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、地震保険契約は損害発生時に終了します。

その他

※このパンフレットは「マンションドクター火災保険」のご簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください(集団扱等一部のご契約方式の場合には、保険料領収証の発行は行いません。)

※弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

診断依頼書

宛先：(一社)日本マンション管理士会連合会事務局 行

▶FAX: 03-3256-6432

TEL: 03-3256-6400

メールアドレス: info@nikkanren.org

※土日祝日を挟む場合は、依頼の返信に時間がかかる場合がありますので予めご了承下さい。

※連合会の HP (<http://www.nikkanren.org/>) からのご依頼いただけます。

依頼日 平成 年 月 日

管理組合・物件情報

管理組合名					理事長名または 管理者名	
住 所	〒 -					
電話番号	() -					
◎物件概要						
階 数	地 上	階	地 下	階		
戸 室 数	☐ 50戸室未満 ☐ 50戸室以上～100戸室未満 ☐ 100戸室以上					
建 築 年 月	年 月					
現在ご加入の 保険会社	☐ 日新火災 ☐ その他()					

診断依頼書記入者

氏 名						
住 所	〒 -					
電話番号	() -					
メールアドレス	@					
区 分	☐ 日新火災代理店 ☐ その他()					

連絡先(記入者と異なる場合のみ記載)

氏 名						
住 所	〒 -					
電話番号	() -					
メールアドレス	@					
区 分	☐ 日新火災代理店 ☐ マンション管理士 ☐ マンション管理組合 ☐ その他()					

その他、診断にあたっての留意事項等(契約しているマンション管理士がいる場合等に記載)

--	--	--	--	--	--	--

●ご契約内容の変更の場合

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。

なお、夜間・休日などご連絡がつかないときは、日新火災テレホンサービスセンターにご連絡ください。

●ご契約内容に変更が生じた場合、遅滞なく通知いただきませんと、保険金をお支払いできなったり、保険契約を解除させていただく場合がございます。変更内容については必ずご連絡ください。

日新火災
テレホンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-616-898** までお電話を！

【受付時間：9:00～20:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日)】

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●事故が発生した場合

サービス24にて、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

◎事故受付は、サービス24

サービス24

フリーダイヤル **0120-25-7474** までお電話を！

24時間・365日受付 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

インターネット約款のご案内 約款はインターネットを通じてご提供します。

ペーパーレス化で、
地球にやさしい！

インターネット
約款

<http://www.net-yakkan.com/>

※インターネット環境がないお客さまなどのために、紙約款も用意しています。紙約款を希望される場合は、弊社または弊社代理店にお問い合わせください。

※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の保険証券をお届けします。



用語の解説

契約者: 弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方 **戸室**: 1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分 **時価額**: 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額 **敷地内**: 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 **自己負担額**: ご契約いただいた保険・オプション(特約)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額 **新価額**: 損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額 **特約**: オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたもの **被保険者**: 保険契約の補償を受けられる方 **保険期間**: 保険のご契約期間 **保険金**: 普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭 **保険金額**: 弊社がお支払いする保険金の限度額 **保険の対象**: 保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物 **保険料**: 保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)

お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00～17:00(土日祝除く)]

ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら

サービス24
24時間・365日

フリーダイヤル **0120-25-7474**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

〒231-0006 横浜市中区南仲通3-32-1
みなとみらいビル3階

ジェイアンドエスサービス 横浜支店

電話 045-661-1351 FAX 045-662-4746

第3号議案 AED導入に関する件

AEDとは、心臓が正常に拍動出来なくなり、心停止状態となった心臓に電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻す医療機器です。薬事法改正によって、医療関係者以外も利用することが可能となり、以後、公共機関や商業施設などに急速に普及が進んでおります。

当マンションの近隣では①国際交流センター、②特別養護老人ホームすみよし、③井田老人いこいの家に設置されておりますが、心停止状態では1分経過する毎に死亡リスクが10%増すと言われる通り、何よりもスピードが求められます。

万が一、当マンション居住者が心肺停止のような状態が発生した場合、上記3箇所へAEDを取りに行くまでに時間を要してしまうことから、管理組合として導入することも一案であると考え、今期理事会にて導入について検討を行いました。

検討の結果、導入することにより、当マンション居住者だけでなく、地域住民の方の救助の一助に繋がることも想定されることから、マンションとしての付加価値が向上すると考え、導入する方針にて決定いたしました。つきましては、以下の内容をご確認のうえ、ご承認下さいますようお願いいたします。

1. AEDの概要について

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓が細かくけいれんし、血液を送れなくなる重い不整脈「心室細動」の患者に電気ショックを与えて救命する装置です。2004年より一般の方の利用が認められ、公共機関や商業施設などに広く設置されるようになりました。

世間では実際にAEDを一般利用して一命を取り留めた方もいらっしゃいます。

利用方法は簡単で全て音声ガイダンスに沿って対応することで使用できますが、迅速に対応する為にも日頃の訓練が重要です。

2. 契約先及びレンタル料について

契約先の選定については、理事会一任といたします。

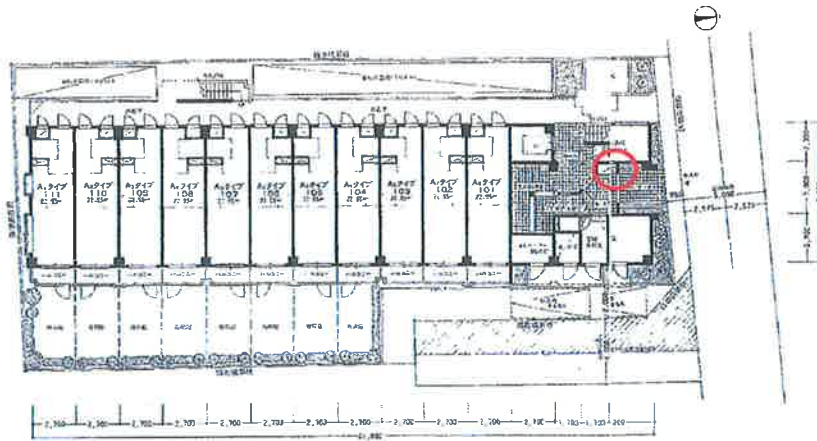
※各社のレンタル料については、別添資料をご参照ください。

3. AED設置位置について（予定）

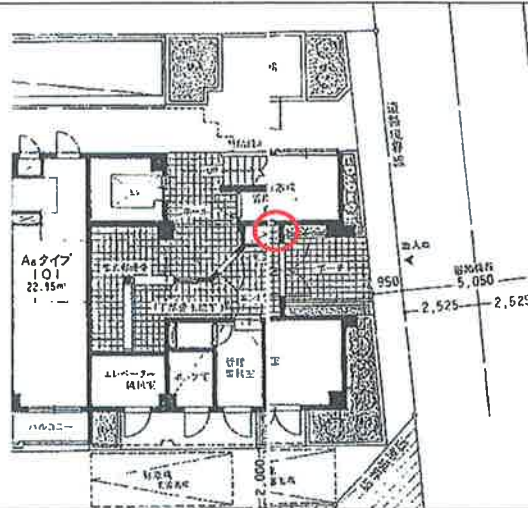
蘇生の可能性は時間の経過毎に低下していきますので、「誰でも」「すぐに」利用できる場所にあることが求められます。条件等を種々勘案した結果、エントランスホール（防排煙窓下付近）へ設置することと致しました。なお、不都合が生じた場合は理事会の判断で移設することと致します。

設置位置（全景）：丸印

●1階平面図

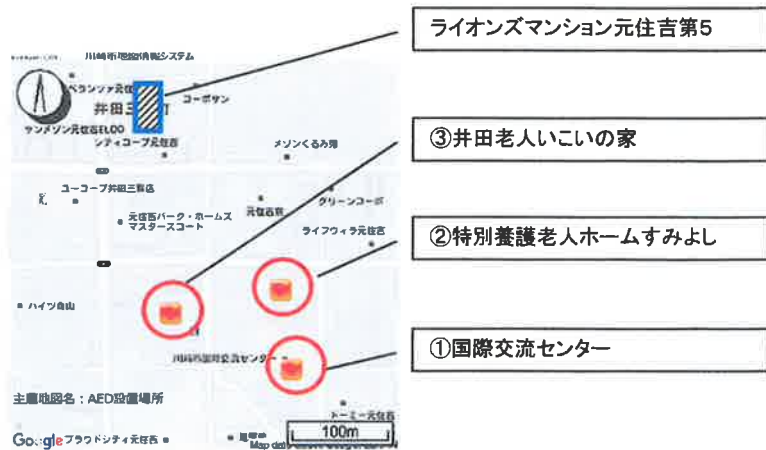


設置位置（近景）：丸印



4. 近隣AED設置場所

当マンション近隣にてAEDが設置されている箇所は以下のとおりです（川崎市「ガイドマップかわさき」により情報取得）。



5. レンタル契約の内容について

レンタル契約には、下記のサービスが付帯されております。

- ①機器保証
- ②有効期限のある部品の無償交換
- ③AED 使用時の消耗品無償交換

6. 添付資料

- ①見積り比較表

以 上

※・・・同商品・同契約形態を比較した際の優位点

【対策力】AED 商品比較表

契約方式		【推奨】レンタル方式					買取方式		
メーカー		日本光電			旭化成ゾールメディカル		日本光電工業		旭化成ゾールメディカル
型式		AED3100			ZOLI AED PLUS		AED3100	AED3100	ZOLI AED Plus
取扱会社		セコム	セントラル警備保障	キヤノンマーケティングジャパン ※2	セントラル警備保障	キヤノンマーケティングジャパン※2	セコム	セントラル警備保障	セントラル警備保障
基本セット		AED本体×1、電極パッド×2、レスキューキット×1、バッテリー×1、キャリングバック×1、取扱説明書(DVD-ROM)	AED本体×1、電極パッド×2、レスキューキット×1、バッテリー×1、キャリングバック×1	AED本体×1、電極パッド×2、レスキューキット×1、バッテリー×1、キャリングバック×1、AED3100取扱説明書	AED本体×1、電極パッド(成人用)×1、リチウムバッテリー10本(一式)、ソフトケース、予備バッテリー10本パック、救急キット(6点入り) ※小児用パッド(3個)はオプション ※一体型のパッドで装着がスムーズ ※インジケータで救命活動のステップを表示	AED本体×1、電極パッド(成人用)×1、リチウムバッテリー×20本(一式)、ソフトケース、取扱説明書、オペレーターガイド、取扱説明書(DVD)、救急セット(6点入り) ※小児用パッドはオプション ※一体型のパッドで装着がスムーズ ※インジケータで救命活動のステップを表示	AED本体×1、電極パッド×2、レスキューキット×1、バッテリー×1、キャリングバック×1、取扱説明書(DVD-ROM)	AED本体×1、電極パッド×2、レスキューキット×1、バッテリー×1、キャリングバック×1	AED本体×1、電極パッド(成人用)×1、リチウムバッテリー10本(一式)、ソフトケース、予備バッテリー10本パック、救急キット(6点入り) ※小児用パッド(3個)はオプション ※一体型のパッドで装着がスムーズ ※インジケータで救命活動のステップを表示
基本セット価格(税抜)		5,300円(月額)	6,000円(月額)	6,010円(月額)	4,500円(月額) (小児用パズ込 4,900円(月額))	4,400円(月額)	290,000円	360,000円 (4年期限バッテリー使用は、308,000円)	230,000円 (小児用パズ込 260,000円)
保証金(税抜)		20,000円(契約終了後返金)	なし			なし	—		—
契約期間		5年間			5年間		—		—
サポート体制		お客様サービスセンター(年中無休)		お客様サービスセンター(年中無休) 故障時、お客様サービスセンターに直接お問い合わせください。	お客様サービスセンター(年中無休)		お客様サービスセンター(年中無休)	セントラル警備保障担当部署(年中無休) 日本光電コールセンター(年中無休)	セントラル警備保障担当部署(年中無休) 旭化成AEDコールセンター(年中無休)
本体	故障時の対応	故意または過失なければ無償交換			故意または過失なければ無償交換		1年間のみ無償交換		1年間のみ無償交換
	盗難時の対応	保管上の過失がある場合はお客様負担			保管上の過失がある場合はお客様負担		有償交換		有償交換
消耗品	使用期限	電極パッド:2年 バッテリー:4年	電極パッド:2年 バッテリー:4年	電極パッド:2年 バッテリー:4年	電極パッド:5年 ※小児用パッド(オプション):2年 バッテリー:5年		電極パッド:2年 バッテリー:4年	電極パッド:2年 バッテリー:4年	電極パッド:5年 ※小児用パッド(オプション):2年 バッテリー:2年
	定期交換作業	電極パッド・電池パック自動発送(無償)			バッテリーのみ3年目に交換作業		定期交換の案内あり (購入する場合はお客様負担)		定期交換の案内あり (購入する場合はお客様負担)
使用後の交換		組合対応	セントラル警備保障対応	組合対応(キヤノン対応の場合は有償)	セントラル警備保障対応	組合対応(キヤノン対応の場合には月額+190円)	有償交換		有償交換
正常機能可能な温度		-5～50度(気温が氷点下になると寒冷環境においては、バッテリーの出力低下や電極パッド凍結等により、正しく作動しない可能性があります。正しい設置保管場所の検討が必要。)			0～50度(気温が氷点下になると寒冷環境においては、バッテリーの出力低下や電極パッド凍結等により、正しく作動しない可能性があります。正しい設置保管場所の検討が必要。)		-5～50度(気温が氷点下になると寒冷環境においては、バッテリーの出力低下や電極パッド凍結等により、正しく作動しない可能性があります。正しい設置保管場所の検討が必要。)		0～50度(気温が氷点下になると寒冷環境においては、バッテリーの出力低下や電極パッド凍結等により、正しく作動しない可能性があります。正しい設置保管場所の検討が必要。)
マンションでの使用方法の説明会開催		設置時1回に限り無償 (2回目以降27,000円) WEB講習受講システム無料使用※1	日時指定可で1回に限り無償 (2回目以降は3万円)	日時指定可で1回に限り無償 (平日9-17時、設置・講習は同1日、2回目以降不可)	日時指定可で1回に限り無償 (2回目以降は3万円)	日時指定可で1回に限り無償 (平日9-17時、設置・講習は同1日、2回目以降不可)	設置時1回に限り無償 (2回目以降27,000円)	日時指定可で1回に限り無償 (2回目以降は3万円)	日時指定可で1回に限り無償 (2回目以降は3万円)
理事会提案時の同行		可			不可		可		可
支店での使用方法の説明会開催		不可	可(マンション企画戦略事業部・ライフサポート開発チーム受付)		可(有償)	可(有償)	不可	可 (マンション企画戦略事業部受付)	可 (マンション企画戦略事業部受付)
途中解約時の違約金		月額契約料金×1/12×残存契約期間月数	月額契約料金×残存契約期間月数(解約の3か月前まで文書により予告)	月額契約料金×1/12×残存契約期間月数	月額契約料金×残存契約期間月数(解約の3か月前まで文書により予告)	月額契約料金×残存契約期間月数	—		—

※1 インターネット経由でAEDを用いた心臓蘇生法を学習できる「ウェブ講習」(契約マンションの居住者のみ使用可能)

※2 キヤノンマーケティングジャパンは、企業間取引のみの取り扱いとなります。そのため、レンタル契約についてはキヤノンの提携会社「オリックス・スレンディング」(株)と管理組合との契約となります。

※2 キヤノンマーケティングジャパンは、企業間取引のみの取り扱いとなります。そのため、レンタル契約についてはキヤノンの提携会社「オリックス・スレンディング」(株)と管理組合との契約となります。

第4号議案 第27期事業計画及び収支予算並びに 第28期収支予算成立までの経過措置に関する件

提案内容は以下のとおりです。ご承認をお願いいたします。なお、第27期収支決算終了後、第28期収支予算成立までの管理業務に要する諸費用の支払いについて、第27期終了前に理事会にて承認された第28期事前予算に示された範囲内において支払いを行うことについて併せてご承認をお願いいたします。

I. 事業計画（事業期間：平成28年9月1日～平成29年8月31日）

1. 理事会活動

主な活動予定は以下のとおりです。

(1) 理事会

実施時期	内 容
適宜開催	懸案事項の検討

2. 組合事業

保守、清掃、工事等の組合事業の計画は、以下のとおりです。

(1) 保守・清掃等実施計画（※下表の○印は、該当月が実施予定であることを表します。）

項 目		頻度	第 27 期											
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 決算
消防用設備(☆)	機器点検	1回/年	○											
	機器・総合点検	1回/年							○					
エレベーター設備	保守点検	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	法定検査	1回/年									○			
定期清掃(☆)	床面清掃	2回/年				○						○		
日常清掃(☆)	日常清掃	4回/週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

＜特記事項＞ ※表の○印は、該当月が実施予定であることを表します。

※☆印がついている項目は東急コミュニティーに委託している業務となります。

(2) 工事等実施計画

①一般会計

実施時期	工事内容	金額	備考
平成29年4月	1) 雑排水管洗浄	259,200円	雑排水管洗浄費

＜特記事項＞平成20年12月に実施してから、数年が経過しており、洗濯機置場や浴室等の排水口から臭気が発生していることが想定されるため、管理組合の費用にて高圧洗浄作業を実施いたします。今回の実施では、実費精算方式とし、洗浄を行った住戸に関しては1年間のアフター保証を受けることができます。また、実施住戸が著しく少なかった場合でも30戸×4,000円＝120,000円（税別）の最低保証金が発生いたします。

②修繕積立金会計

修繕積立金会計から支出する項目はございません。

(3) 保険契約状況

①契約内容

a) マンション総合保険

【主契約】

保険会社	日新火災海上保険株式会社
保険期間	平成29年1月1日～平成34年1月1日
保険金額	116,400千円
保険料	280,520円／5年(56,104円/年)

【建物管理賠償責任総合補償特約】

保険会社	日新火災海上保険株式会社
保険期間	平成29年1月1日～平成34年1月1日
保険金額	100,000千円
保険料	124,500円／5年(24,900円/年)

【マンション居住者包括賠償特約】

保険会社	日新火災海上保険株式会社
保険期間	平成29年1月1日～平成34年1月1日
保険金額	30,000千円
保険料	182,560円／5年(36,512円/年)

＜特記事項＞ 保険料は、5年分の保険料を一括で支払っております(5年計587,580円)。

Ⅱ. 第27期収支予算 (会計期間：平成28年9月1日～平成29年8月31日)

会計予算書類(添付書類33～36頁)をご参照ください。

以 上

第27期収支予算書(案)

【一般会計】

ライオンズマンション元住吉第5管理組合

会計期間：2016年9月1日～2017年8月31日

承認欄

(単位：円)

科 目	第27期予算	第26期決算	予算-決算	主な増減理由
収入合計	6,652,988	6,728,428	-75,440	
管理費	5,260,800	5,260,800	0	
駐車場使用料	240,000	310,000	-70,000	
専用庭使用料	34,920	34,920	0	
ルーフバルコニー使用料	7,560	7,560	0	
ネット設備電気料	97,100	97,157	-57	
自動販売機収入	120,000	120,000	0	
アンテナ基地局賃料	518,400	518,400	0	
アンテナ基地局電気料	365,208	365,208	0	
雑収入	9,000	13,490	-4,490	
受取利息	0	893	-893	
支出合計	6,064,428	4,749,703	1,314,725	
管理委託費	2,799,360	2,783,160	16,200	
電気料	1,050,000	1,037,180	12,820	
水道料	15,000	19,735	-4,735	
損害保険料	117,516	124,692	-7,176	
昇降機設備保守費	432,000	432,000	0	
雑排水管洗浄費	259,200	0	259,200	
小修繕費	1,000,000	141,642	858,358	
組合運営費	100,000	51,348	48,652	
AEDレンタル料	45,792	0	45,792	
ホームページ利用料	106,920	106,920	0	
口座振替手数料	38,640	38,626	14	
雑費	100,000	14,400	85,600	
当期剰余金	588,560	1,978,725	-1,390,165	
前期繰越金	11,369,080	9,390,355	1,978,725	
剰余金計	11,957,640	11,369,080	588,560	

3258-F040

第27期月別収支予算(案)

【一般会計】

承認欄

ライオンズマンション元住吉第5管理組合

会計期間：2016年9月1日～2017年8月31日

(単位：円)

項 目	第27期予算	第26期決算	予算-決算	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	2017年4月	2017年5月	2017年6月	2017年7月	2017年8月
収入の部計	6,652,988	6,728,428	-75,440	545,574	548,074	545,574	545,574	545,574	545,574	558,074	545,574	545,574	545,574	632,674	549,574
管理費	5,260,800	5,260,800	0	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400	438,400
駐車場使用料	240,000	310,000	-70,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
専用庭使用料	34,920	34,920	0	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910
ルーフバルコニー使用料	7,560	7,560	0	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630
ネット設備電気料	97,100	97,157	-57	0	0	0	0	0	0	10,000	0	0	0	87,100	0
自動販売機収入	120,000	120,000	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
アンテナ基地局賃料	518,400	518,400	0	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200
アンテナ基地局電気料	365,208	365,208	0	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434	30,434
雑収入	9,000	13,490	-4,490	0	2,500	0	0	0	0	2,500	0	0	0	0	4,000
受取利息	0	893	-893	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出の部計	6,064,428	4,749,703	1,314,725	368,640	374,380	368,640	488,656	374,364	376,864	374,364	376,864	374,364	376,864	374,364	1,836,064
管理委託費	2,799,360	2,783,160	16,200	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280
電気料	1,050,000	1,037,180	12,820	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500
水道料	15,000	19,735	-4,735	0	2,500	0	2,500	0	2,500	0	2,500	0	2,500	0	2,500
損害保険料	117,516	124,692	-7,176	0	0	0	117,516	0	0	0	0	0	0	0	0
昇降機設備保守費	432,000	432,000	0	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
雑排水管洗浄費	259,200	0	259,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	259,200
小修繕費	1,000,000	141,642	858,358	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000,000
組合運営費	100,000	51,348	48,652	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000
AEDレンタル料	45,792	0	45,792	0	0	0	0	5,724	5,724	5,724	5,724	5,724	5,724	5,724	5,724
ホームページ利用料	106,920	106,920	0	8,640	11,880	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640
口座振替手数料	38,640	38,626	14	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220
雑費	100,000	14,400	85,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000
当期剰余金	588,560	1,978,725	-1,390,165	176,934	173,694	176,934	56,918	171,210	168,710	183,710	168,710	171,210	168,710	258,310	-1,286,490
前期繰越金	11,369,080	9,390,355	1,978,725												
剰余金計	11,957,640	11,369,080	588,560												

3258-F040

第27期収支予算書(案)

【修繕積立金会計】

ライオンズマンション元住吉第5管理組合

会計期間：2016年9月1日～2017年8月31日

承認欄

(単位：円)

科 目	第27期予算	第26期決算	予算-決算	主な増減理由
収 入 合 計	2,219,280	2,223,129	-3,849	
修繕積立金	2,219,280	2,219,280	0	
受取利息	0	3,849	-3,849	
支 出 合 計	0	25,596,000	-25,596,000	
大規模修繕工事費	0	25,596,000	-25,596,000	
当期剰余金	2,219,280	-23,372,871	25,592,151	
前期繰越金	15,175,225	38,548,096	-23,372,871	
剰 余 金 計	17,394,505	15,175,225	2,219,280	

3258-F040

第27期月別収支予算(案)

【修繕積立金会計】

承認欄

ライオンズマンション元住吉第5管理組合

会計期間：2016年9月1日～2017年8月31日

(単位：円)

項 目	第27期予算	第26期決算	予算-決算	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	2017年4月	2017年5月	2017年6月	2017年7月	2017年8月
収入の部計	2,219,280	2,223,129	-3,849	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940
修繕積立金	2,219,280	2,219,280	0	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940
受取利息	0	3,849	-3,849	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出の部計	0	25,596,000	-25,596,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大規模修繕工事費	0	25,596,000	-25,596,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期剰余金	2,219,280	-23,372,871	25,592,151	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940	184,940
前期繰越金	15,175,225	38,548,096	-23,372,871												
剰余金計	17,394,505	15,175,225	2,219,280												

3258-F040

第5号議案 管理組合役員改選に関する件

当マンション管理規約第34条に定める役員を同規約の規定に基づき、以下の方を選任いたしますので、ご承認をお願いいたします。なお、役員の役職については、総会終了後、互選にて決定いたします。

第27期理事会役員（敬称略）

氏 名
竹内 郁介
中込小枝子
石母田 豊
平川 洋

以 上